

食安輸発1226第1号
平成24年12月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産おくら及びマンゴ어의検査命令免除対象輸出業者の追加)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年12月18日付け食安輸発1218第6号）により通知したところです。

今般、タイ政府から、下記の輸出者について、生鮮おくら及び生鮮マンゴ어의検査命令免除対象輸出業者として登録する旨の連絡があったことから、同通知の別表20及び別表21をそれぞれ別紙1及び2のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

<おくら>

PALMY ESSEN INTERNATIONAL CO.,LTD.

<マンゴー>

Immatel Co.,Ltd.